　　　尾道市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付

要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐため、飼い主のいない猫を保護し不妊去勢手術を受けさせ、地域で適切に管理していく地域猫活動、保護した場所へ戻す活動等を行う者に対し、不妊去勢手術に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、尾道市補助金交付規則（昭和３８年規則第１８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　対象猫　飼い主がいない尾道市内に生息する猫をいう。

(2)　不妊去勢手術　獣医師（獣医師法（昭和２４年法律第１８６号）第３条に規定する免許を有する者をいう。以下同じ。）が行う雌猫の卵巣若しくは子宮を摘出する手術又は雄猫の精巣を摘出する手術をいう。

(3)　耳カット　不妊去勢手術が既に実施されていることを識別するために、猫の片方の耳をＶ字にカットする処置をいう。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1)　尾道市内に住所を有する２人以上で構成され、かつ、代表者を定めてあるグループ

(2)　尾道市内に本拠を置く非営利団体

(3)　その他市長が認める者

２　前項の規定にかかわらず、同項第１号のグループの構成員が他のグループの構成員であるグループについては、補助対象者としない。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、獣医師が尾道市内の診療施設で対象猫に対して行う不妊去勢手術及び耳カットとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は対象猫１匹に係る補助対象事業に要する費用の額のいずれか低い額とする。

1. 雌１匹につき　１５，０００円
2. 雄１匹につき　１０，０００円

２　補助金の額は、前項に定める額に対象猫の数を乗じて得た額とする。ただし、その数は、５匹を限度とする。

３　前項の規定により算出した額と実績報告時に算定した額が性別又は数により異なる場合における補助金の額は、いずれか低い額とする。

（交付申請等）

第６条　交付対象者は、対象猫を捕獲する前に補助金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

1. 誓約書（別記様式第２号）
2. 対象猫の写真
3. 対象猫の生息区域の位置
4. 定款、規約その他これに準ずるものの写し（非営利団体であ

る場合に限る。）

２　前項の規定による申請は、１年度につき１回とする。

（交付決定）

第７条　市長は、前条第１項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適正であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（別記様式第３号）により当該申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第８条　前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る申請を取り下げるときは、速やかに補助金交付申請取下届出書（別記様式第４号）により届け出なければならない。

（実績報告）

第９条　交付決定者は、補助対象事業が完了した日から起算して　１５日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の３月１５日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

1. 補助対象事業を実施した後の対象猫の写真
2. 補助対象事業に係る領収書の写し

（補助金額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を確認し、その内容が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記様式第６号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１１条　交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに補助金請求書（別記様式第７号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第１２条　市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、期限を定めて補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

1. 補助対象者の要件に該当しないことが明らかになったとき。
2. 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
3. その他市長が補助金を交付することが不適切であると認め

たとき。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和６年１２月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和７年５月２３日から施行する。